

新料金（令和元年10月1日～）

松江市矢田体育館 ミーティングルーム 利用料金

占用利用

利用区分	時間区分	1時間につき
一般		510円
営利宣伝を目的とした場合		640円

- 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含む。
- 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収する。

現料金

松江市矢田体育館 ミーティングルーム 利用料金

占用利用

利用区分	時間区分	1時間につき
一般		510円
営利宣伝を目的とした場合		<u>630円</u>

- 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含む。
- 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収する。